

基地隊の内部組織に関する達

（平成 21 年 4 月 1 日）
海上自衛隊達第 32 号

基地隊の編制に関する訓令（昭和 29 年海上自衛隊訓令第 9 号）第 13 条及び警備所の編制に関する訓令（昭和 42 年海上自衛隊訓令第 8 号）第 5 条の規定に基づき、基地隊の内部組織に関する達を次のように定める。

基地隊の内部組織に関する達

（本部総務科）

第 1 条 基地隊本部（以下「本部」という。）総務科に、次の 3 係を置く。

総務係

文書係

人事係

2 前項に規定するもののほか、阪神基地隊の総務科に、広報係を置く。

（本部管理科）

第 2 条 本部管理科に、管理係を置く。

（本部港務科）

第 2 条の 2 本部港務科に、港務係を置く。

（本部厚生科）

第 3 条 本部厚生科に、次の 2 係を置く。

厚生係

共済係

（本部警備科）

第 4 条 本部警備科に、警備係を置く。

2 前項に規定するもののほか、函館基地隊本部、下関基地隊本部及び沖縄基地隊本部の警備科に、調査係を置く。

（本部経理科）

第 5 条 本部経理科に、次の 2 係を置く。

経理係

契約係

（本部補給科）

第 6 条 本部補給科に、次の 2 係を置く。

補給係

資材係

(本部造修科)

第7条 本部造修科に、造修係を置く。

2 前項に規定するもののほか、函館基地隊本部、阪神基地隊本部及び下関基地隊本部の造修科に、管理係を置く。

(本部衛生科)

第8条 本部衛生科に、医務係を置く。

(竜飛警備所)

第9条 竜飛警備所に、次の2係を置く。

総務係

警備係

(松前警備所)

第10条 松前警備所に、次の6係を置く。

総務係

補給係

厚生係

観測係

通信係

警備係

3 支所に、支所長を置く。

4 支所長は、警備所長の命を受け、支所の業務を掌理する。

(係長)

第11条 係に、係長を置く。

2 係長は、科長又は警備所長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日海上自衛隊達第3号)

この達は、平成31年3月22日から施行する。

附 則 (令和2年7月6日海上自衛隊達第28号)

この達は、令和2年8月3日から施行する。